

## 私物類洗濯業務委託仕様書

1. 業務内容 入札書のとおり
2. 委託場所 地方独立行政法人 秋田県立療育機構 秋田県立医療療育センター
3. 委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
4. 内容 秋田県立医療療育センター医療型障害児入所施設（杉の子病棟、ひばり病棟）に入所する児（者）等の私物類洗濯に係る業務一式（回収、洗濯、乾燥、仕分け、たたみ、納品）
5. 予定数量 40人（ネット数量） ※入所児童 40人
6. 契約内容
  - (1) 別紙「作業等仕様書」に従い、洗濯物を回収し、洗濯の上、衛生的かつ清潔なものにして納入すること。
  - (2) 契約に係る委託料の支払いは、一月分の入所児（者）数に契約単価を乗じた額を請求すること。
  - (3) 委託料の支払いに係る一月分の入所児（者）数は各月における入所実績数とする。
  - (4) 委託者は、一月分の入所児（者）数を毎月末日（又は指定する日）に受託者に報告し、受託者は貸し出している袋ネット数と差異がないか確認すること。
  - (5) 一人当たりの契約単価は、1ネット当たりの洗濯枚数に関わらない集配を含む1月分の定額による洗濯料金とする。

# 作業等仕様書

## (洗濯物の品目)

洗濯物は次に掲げる入所児の私物類とする。

- ・トレーナー、トレパン、ポロシャツ、ズボン、パジャマ、などの生活衣類
- ・パンツ、シャツ、ズボン下、ソックス、ブラジャー、などの下着類
- ・バスタオル、タオル、ハンカチ、エプロン、などのタオル類
- ・タオルケット、などの寝具類

ただし、水洗いできないもの、色落ちや縮み、他のものに衣染の可能性があるものは対象外とする。

## (作業内容)

洗濯作業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 洗濯は、洗剤を使用しての水洗いとする。
- (2) 必要と認められるものは、水温を調整して洗うものとする。
- (3) 洗濯物は、入所児別に袋ネットに入れて提出し、丸洗いとする。
- (4) 洗濯物は、乾燥後にたたみ仕上げのうえ、入所児別に納入するものとする。
- (5) 感染が疑われる衣類の消毒は80度以上の温度で、10分間行うものとする。

## (洗濯物の集配・受払い)

- (1) 洗濯物の受け払いは原則として9時30分とし、土曜・日曜・祝祭日・振替休日・年末年始以外の毎日とする。また、月曜日は15時30分以降にも1回行う。
- (2) 洗濯物の受け払いは、委託者が指定した場所で行うこととする。
- (3) 全て洗濯物の受け払いは受託業者の複写式「洗濯伝票」を使用し、数量及び内容物等について委託者、受託業者の両者が確認の上、行うこと。

## (その他)

- (1) 委託者は、洗濯物に異物が混入していないよう十分注意すること。
- (2) 紛失防止のため洗濯物には記名すること。
- (3) 洗濯に使用するネットについては、受託者で準備・補完すること。
- (4) 汚破損が生じている私物類について、補修がきく場合は整備し、汚破損により使用できないものについては、センター担当者に報告し対処を依頼すること。
- (5) この仕様書に記載のない事項については、委託者と受託業者の両者で協議の上、実施すること。